

川崎市保育概要

安心して子育てできる環境づくり



令和 2 年度版

目 次

ページ

1	川崎市の概況	1
2	保育所の設置状況	2
	(1) 施設数及び定員の推移	
	(2) 区別の施設数及び定員	
3	保育所の利用状況	3
	(1) 年齢別入所児童数	
	(2) 定員に対する入所児童の割合	
	(3) 入所児童の年齢構成	
	(4) 入所児童の世帯状況	
4	保育の状況	6
	(1) 保育時間	
	(2) 延長保育の利用状況	
	(3) 低年齢児の保育	
	(4) 障害児保育事業	
5	保育所で実施している事業	8
	(1) 保育相談事業	
	(2) 地域活動事業(交流事業)	
	(3) 一時保育事業	
	(4) 地域子育て支援センター事業	
	(5) 休日保育事業	
6	地域型保育事業	10
	(1) 小規模保育事業	
	(2) 家庭的保育事業	
	(3) 事業所内保育事業	
7	認可外保育施設	11
	(1) 川崎認定保育園	
	(2) おなかま保育室	
	(3) 地域保育園	
8	病児・病後児保育事業	13
9	保育所の職員数等	13
10	保育所の運営経費	15

はじめに

保育所は、保護者が就労や疾病などのため児童の保育を家庭では十分できない場合に、保護者の委託を受けてその児童の保育を行う児童福祉施設です。市内では昭和 24 年に初めて 2 か所の公立保育所を設置し、運営が開始されました。その後、その時々々の社会状況に合わせ、順次施設の整備を進めてきましたが、昭和 40 年代に入ると、社会経済状況が大きく変化し、保育需要が急増したことにより、昭和 47 年度に保育所整備 5 か年計画を策定し、「人口 1 万人に 1 か所」を目標に公立保育所の整備を進めました。また、この間、保育内容についても、0 歳児保育や障害児保育事業などを実施し、充実を図ってまいりました。

しかし、近年、核家族化の進行や女性の社会参加・就労機会の増大など、子どもと家庭を取り巻く社会環境が以前にも増して大きく変化したことなどにより、少子化社会の進行にもかかわらず、保育の利用を希望する方が急激に増えた状況を踏まえ、平成 9 年度に、「川崎市保育待機児童の緊急解消計画」策定しましたが、それ以降も保育の利用を希望する方は一貫して増加しつづけ、保育所整備目標量の見直しや保育所の民営化のあり方、さらには子育てや子どもたちの健やかな成長を支援する目的で、数度にわたる事業計画の策定、改訂などを経てまいりました。

このような状況の中、平成 26 年 2 月に「待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦」を策定し、様々な取組を推進した結果、平成 27 年 4 月時点での待機児童の解消を達成したところで

す。

また、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられる、更なる取組を効果的に進めていくことが求められています。

本市においても、「川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画 子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、社会状況の変化等に的確に対応しながら、子育て家庭が安心して子供を産み育てることができ、次代の社会を担う子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるため、総合的な子育て支援を展開し、「最幸」のまちのシンボルである「子どもたちの笑顔」があふれるまちの実現に向けた取組を推進いたします。

今後についても、増加する保育需要や多様な保育ニーズへ対応するため、保育所や認定こども園、新たな地域型保育事業といった認可施設の拡充、川崎認定保育園などの認可外保育施設への保育サービスの支援、また、保育所における年度限定型保育事業など、積極的に施策を推進してまいります。

この冊子は、令和 2 年度の川崎市の保育事業について、各種事業の内容や実施状況を掲載していますので、御活用ください。

令和 3 年 3 月

1 川崎市の概況

(令和2年4月1日現在)

区分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市
(1)面積(km ²)	40.25	10.09	14.81	17.10	18.60	20.39	23.11	144.35
(2)世帯数(世帯) 割合(%)	121,213 (16.2)	82,122 (11.0)	134,086 (18.0)	113,962 (15.3)	101,495 (13.6)	114,551 (15.3)	79,323 (10.6)	746,752 (100.0)
(3)人 口(人) (3)割合(%)	233,563 (15.2)	170,969 (11.1)	262,846 (17.1)	233,723 (15.2)	233,043 (15.2)	220,922 (14.4)	180,349 (11.8)	1,535,415 (100.0)
(4)人口密度(人/km ²)	5,803	16,944	17,748	13,668	12,529	10,835	7,804	10,637
(5)学齢前児童人口 (人) 総人口に対する割合 (%)	10,444 (4.5)	10,027 (5.9)	15,441 (5.9)	12,360 (5.3)	12,697 (5.4)	10,022 (4.5)	8,600 (4.8)	79,591 (5.2)
(6)認可保育所数(か 所)	49	50	96	60	55	51	33	394
(7)定 員(人)	3,845	3,860	7,080	4,570	4,240	4,315	2,510	30,420

2 保育所の設置状況

令和2年4月1日現在、公設公営 27 か所、民設民営 367 か所、合計 394 か所の保育所を設置し、入所定員は 30,420 人です。

(1) 施設数及び定員の推移

(単位:か所、人)

年 度	公設公営		公設民営		民設民営		合計	
	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員
昭和 30	11	712	0	0	6	349	17	1,061
35	11	712	0	0	7	407	18	1,119
40	21	1,237	0	0	10	654	31	1,891
45	44	2,705	0	0	13	1,037	57	3,742
50	62	5,082	0	0	15	1,287	77	6,369
55	86	7,813	0	0	18	1,630	104	9,443
60	89	8,083	0	0	20	1,810	109	9,893
平成元	89	8,163	0	0	21	1,990	110	10,153
5	88	8,175	0	0	21	1,950	109	10,125
11	88	8,175	0	0	21	1,980	109	10,155
15	88	8,175	1	120	24	2,670	113	10,965
16	88	8,175	1	120	26	2,880	115	11,175
17	87	8,175	2	240	26	2,880	115	11,295
18	84	7,960	3	360	30	3,270	117	11,590
19	81	7,745	8	725	34	3,780	123	12,250
20	79	7,565	8	725	48	4,495	135	12,785
21	74	7,080	11	1,115	59	5,410	144	13,605
22	69	6,530	15	1,580	77	6,565	161	14,675
23	68	6,470	15	1,580	97	7,855	180	15,905
24	63	6,100	15	1,580	125	9,810	203	17,490
25	57	5,555	15	1,580	149	11,860	221	18,995
26	52	5,005	15	1,580	174	13,740	241	20,325
27	49	4,825	10	995	212	16,520	271	22,340
28	45	4,430	8	755	241	18,760	294	23,945
29	40	4,035	3	390	280	21,170	323	25,595
30	36	3,585	3	390	310	23,260	349	27,235
31	32	3,215	0	0	341	25,790	373	29,005
令和 2	27	2,890	0	0	367	27,530	394	30,420

(2) 区別の施設数及び定員

(単位:か所、人)

区 分	公設公営		民設民営		合 計	
	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員
川崎区	3	370	46	3,475	49	3,845
幸 区	4	490	46	3,370	50	3,860
中原区	6	520	90	6,560	96	7,080
高津区	3	330	57	4,240	60	4,570
宮前区	5	570	50	3,670	55	4,240
多摩区	3	310	48	4,005	51	4,315
麻生区	3	300	30	2,210	33	2,510
合 計	27	2,890	367	27,530	394	30,420

3 保育所の利用状況

(1) 年齢別入所児童数

令和2年4月1日現在、市内の保育所に入所している児童は、30,653 人です。

(単位:人)

区 分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
川崎区	297	650	711	749	761	712	3,880
幸 区	305	639	719	784	764	735	3,946
中原区	532	1,216	1,353	1,379	1,315	1,208	7,003
高津区	346	786	870	925	903	857	4,687
宮前区	315	693	774	845	802	779	4,208
多摩区	347	749	816	843	807	791	4,353
麻生区	171	436	474	505	504	486	2,576
合 計	2,313	5,169	5,717	6,030	5,856	5,568	30,653

※市内の保育所に入所している児童数です。(他都市からの受託児童を含む。)

(2) 定員に対する入所児童の割合

定員に対する入所児童数は、以下のとおりです。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
定員 (人)	18,995	20,325	22,340	23,945	25,595	27,235	29,005	30,420
児童数 (人)	19,227	20,785	22,364	24,175	25,959	27,629	29,271	30,653
入所率 (%)	101.2	102.3	100.1	101.0	101.4	101.4	100.9	100.8

※市内の保育所に入所している児童数です。(他都市からの受託児童を含む。)

(3) 入所児童の年齢構成

入所児童の年齢構成は、3歳未満の低年齢児が13,199人で43%、3歳児が6,030人で19.7%、4歳・5歳児が合わせて11,424人で37.3%です。

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
児童数(人)	2,313	5,169	5,717	6,030	5,856	5,568	30,653
構成比(%)	7.5	16.9	18.6	19.7	19.1	18.2	100

※市内の保育所に入所している児童数です。(他都市からの受託児童を含む。)

(4) 入所児童の世帯状況

① 保育所入所の理由

保育所の入所理由は、「居宅外労働」が最も多く、29,752件で92.1%、「居宅外労働」に「居宅内労働」と合わせた就労を理由とするものは、31,768件で98.3%を占めています。一方、出産、疾病及び介護などの理由によるものは313件で、わずか0.9%を占めるにとどまっています。

入所理由	居宅外労働	居宅内労働	妊娠・出産	疾病・障害等	介護	就学	求職活動等	特 例	合 計
件数(件)	29,752	2,016	0	212	9	12	80	215	32,296
構成比(%)	92.1	6.2	0.0	0.7	0.0	0.0	0.2	0.7	100

※本市が入所を決定した児童数です。(他都市への委託児童を含む。)

② 入所児童世帯の階層状況

保育所入所児童の世帯の所得階層は、市民税所得割課税世帯(C 階層)が 96.7%と最も多く、次に市民税非課税世帯(B 階層)が 2.8%、生活保護世帯(A 階層)が 0.5%の順となっています。

なお、最も多いのは C16 階層で、全体の 9.9%を占めています。

階 層 区 分				児童数 (人)	構成比 (%)	階層別構成比 (%)	
階層	定 義						
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			73	0.5%	0.5%	
B	市民税 非課税世帯			404	2.8%	2.8%	
C1	市民税 均等割りのみ			49	0.3%	3.7%	96.7%
C2	市民税 所得割課税額 5,000 円未満			28	0.2%		
C3	〃	5,000 円以上	48,600 円未満	451	3.2%		
C4	〃	48,600 円以上	50,400 円未満	36	0.3%	8.6%	
C5	〃	50,400 円以上	60,000 円未満	150	1.1%		
C6	〃	60,000 円以上	70,800 円未満	244	1.7%		
C7	〃	70,800 円以上	84,600 円未満	406	2.8%		
C8	〃	84,600 円以上	97,000 円未満	390	2.7%		
C9	〃	97,000 円以上	108,600 円未満	487	3.4%	23.7%	
C10	〃	108,600 円以上	123,000 円未満	622	4.4%		
C11	〃	123,000 円以上	138,600 円未満	700	4.9%		
C12	〃	138,600 円以上	154,200 円未満	798	5.6%		
C13	〃	154,200 円以上	169,000 円未満	771	5.4%		
C14	〃	169,000 円以上	183,900 円未満	780	5.5%	39.4%	
C15	〃	183,900 円以上	204,600 円未満	999	7.0%		
C16	〃	204,600 円以上	234,600 円未満	1,419	9.9%		
C17	〃	234,600 円以上	258,600 円未満	1,006	7.0%		
C18	〃	258,600 円以上	276,600 円未満	648	4.5%		
C19	〃	276,600 円以上	301,000 円未満	767	5.4%		
C20	〃	301,000 円以上	321,700 円未満	515	3.6%	12.1%	
C21	〃	321,700 円以上	341,200 円未満	399	2.8%		
C22	〃	341,200 円以上	366,700 円未満	449	3.1%		
C23	〃	366,700 円以上	397,000 円未満	365	2.6%		
C24	〃	397,000 円以上	475,300 円未満	624	4.4%	9.2%	
C25	〃	475,300 円以上		693	4.9%		
合 計				14,273	100.0%		

※本市が入所を決定した児童数です。(他都市への委託児童を含む)

※幼児教育・保育の無償化により0歳児～2歳児のみ

4 保育の状況

(1) 保育時間

保育所の保育時間は、公営保育園は午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで、民営保育園は午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで、または午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの間で、原則 1 日につき 11 時間を開所時間としています。

朝・夕合わせて保育時間を 1～2 時間延長する「延長保育」も全園で実施しております。（夜間保育所は、午前 9 時 00 分～11 時 00 分が延長保育時間です。）

また、短時間認定については、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分、または午前 9 時から午後 5 時までのコアタイムを保育時間とし、標準時間認定保育時間までの間、30 分を 1 コマとした延長保育も実施しています。（夜間保育所は、午前 11 時 00 分～午後 7 時 00 分がコアタイムです。）

① 公設公営保育園の保育時間

標準時間認定保育時間 (7:30～18:30)			延長保育 (18:30～19:00)
延長 (短)	短時間認定保育時間 (8:30～16:30)	延長 (短)	

② 公設民営・民設民営保育園の保育時間

延長保育 (7:00～7:30) ※標準時間が 7:30～の場合	標準時間認定保育時間 (7:00～18:00 または 7:30～18:30)		延長保育 (～19:00 または ～20:00)
	延長 (短)	短時間認定保育時間 (8:30～16:30 または 9:00～ 17:00)	延長 (短)

③ 夜間保育所の保育時間

延長保育 (9:00～11:00)	標準時間認定保育時間 (11:00～22:00)	
	短時間認定保育時間 (11:00～19:00)	延長 (短)

(2) 延長保育の利用状況

● 区別実施状況(令和 2 年 3 月)

(単位:人)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
公設公営	57	182	101	94	94	56	97	681
民設民営	838	842	1,893	1,313	1,064	1,119	595	7,664

(3)低年齢児の保育

低年齢児(0歳児)の保育は、299 か所で実施しており、そのうち、5 か月児からの受入れが最も多く、265 か所となっております。なお、本市における0歳児保育の本格実施は、大島乳児保育園が開設された昭和36年6月からです。

① 受入開始月齢別実施状況(令和2年4月1日現在) (単位:か所)

区 分		川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
0歳児	産休明け児	4	1	3	2	1	3	2	16
	2 か月児	1	2	1	0	1	0	0	5
	4 か月児	1	1	2	2	1	1	2	10
	5 か月児	33	36	64	39	40	35	18	265
	6 か月児	0	0	1	0	0	2	0	3
1 歳児		10	10	23	17	12	10	11	93
2 歳児		0	0	1	0	0	0	0	1
3 歳児		0	0	1	0	0	0	0	1
合 計		49	50	96	60	55	51	33	394

② 産休明け保育の実施状況(令和2年4月1日現在)

産休明け(生後43日目から)の保育事業は、各区1か所の実施を目標に、昭和60年度から開始しました。

(単位:か所)

区 分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
設置数	4	1	3	2	1	3	2	16

(4)障害児保育事業

障害を持つ児童の受入れは、昭和51年度から全園で実施しております。

原則として、保育に欠け、かつ統合保育が可能な障害児を受入れており、集団保育の中で、健全な社会性の発達や情緒の安定を図るための適切な指導を行うことにより、障害児の健やかな育成を図っております。

(令和元年度)

区 分	実施施設数(か所)	児童数(人)
公設公営保育園	21	48
民設民営保育園	156	253
合 計	177	301

5 保育所で実施している事業

(1) 保育相談事業

世帯の核家族化に伴い、育児に不安を持つ保護者が増えるなか、他の児童との遊びなどを通じて、保護者の育児に対する理解と意欲を高めるとともに、乳幼児の健全な育成を図るため、保育相談を実施しています。

この事業は、昭和 58 年に開始され、平成 3 年からは全園で実施しています。

(2) 地域活動事業(交流事業)

保育所を地域に開かれた社会資源として位置付け、その有する専門的機能を活用し、地域に即した活動を実施しています。

全公営保育園及び地域需要のある民営保育園で、地域の要望を踏まえ、次の事業を実施しています。

★ 実施事業

育児講座	異年齢交流事業	郷土文化伝承事業
世代間交流	保育所退園児との交流	

(3) 一時保育事業

保護者のパート就労や就学等により、週 3 日以内家庭における保育が困難となる児童と、保護者の傷病や冠婚葬祭等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所において預かり、保護者の就労や育児の支援を実施します。

① 区別実施状況（令和 2 年度）

（単位：か所）

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	15	14	13	15	13	9	8	87

② 区別利用状況（令和元年度）

（単位：人）

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
利用児童数	12,325	14,553	22,502	18,805	16,232	16,211	12,853	113,481

(4) 地域子育て支援センター事業

子育て家庭に対する育児不安等に関する相談、子育てに係る情報の提供及び子育てサークルの育成・支援等を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を実施します。

① 区別実施状況（令和２年度）

（単位：か所）

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	9	7	7	8	8	6	8	53

② 区別利用状況（令和元年度）

（単位：人）

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
利用者数	50,041	57,666	67,557	66,585	73,678	50,118	39,998	405,643

(5) 休日保育事業

認可保育所に入所している児童の保護者が、日曜・祝日に勤務などをする必要がある場合、休日に保育を実施する事業です。

① 区別実施状況（令和２年度）

（単位：か所）

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	1	1	1	1	1	1	0	6

② 区別利用状況（年間延べ人数）（令和元年度）

（単位：人）

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
利用児童数	424	359	679	668	500	726	0	3,356

6 地域型保育事業

(1) 小規模保育事業

子ども・子育て支援新制度により、平成 27 年度から新たな保育事業として位置付けられた事業で 0 歳～2 歳児を対象とした、定員が 19 人までの小規模な保育事業です。

① 小規模保育事業 A 型・B 型

● 実施状況及び利用定員(令和 2 年 4 月 1 日現在) (単位:か所、人)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	8	3	9	8	6	5	4	43
定 員	133	52	162	140	106	91	76	760

② 小規模保育事業 C 型

● 実施状況及び利用定員(令和 2 年 4 月 1 日現在) (単位:か所、人)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	2	2	0	1	3	0	1	9
定 員	16	20	0	10	22	0	8	76

(2) 家庭的保育事業

平成 26 年度までの家庭保育福祉員制度が、子ども・子育て支援新制度により、平成 27 年度から新たな保育事業として移行した事業です。保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する家庭的保育者が家庭的な雰囲気の中で保育を実施します。

● 実施状況及び利用定員(令和 2 年 4 月 1 日現在) (単位:か所、人)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	4	3	3	2	1	4	4	21
定 員	18	14	12	8	3	18	19	92

(3) 事業所内保育事業

企業や医療機関などの従業員対象の保育施設の定員の一部を開放し、地域の保育を必要とする児童に保育を実施する事業です。0 歳～2 歳児までを対象とし、定員が 19 人までの施設は、小規模保育事業 A 型又は B 型の運営基準、定員が 20 人以上の場合は認可保育所の運営基準が適用となります。

● 実施状況及び利用定員(令和 2 年 4 月 1 日現在) (単位:か所、人)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	0	2	0	1	0	0	2	5
定 員	0	49	0	19	0	0	37	105

7 認可外保育施設

(1) 川崎認定保育園

川崎認定保育園とは、主に低年齢児の待機児童の解消を図るとともに、認可保育所では対応できない利用者の多様な保育ニーズにも応えるため、本市が定めた一定の基準を満たした認可外保育施設です。保護者負担の軽減などを目的として、認定施設に対して本市が運営費等の助成金を交付しています。(平成 25 年 4 月 1 日より設置開始)

また、保護者の経済的負担の軽減や児童福祉の増進を図るため、川崎認定保育園に通い、一定の条件を満たす児童の保護者に対して、保育料を補助する川崎認定保育園保育料補助制度を平成 25 年 10 月から実施しています。

● 区別実施状況(令和 2 年 4 月 1 日現在) (単位:か所)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	15	16	28	24	14	12	10	119

● 在籍児童数 (令和 2 年 4 月 1 日現在) (単位:人)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
3 歳未満	146	264	566	340	230	198	233	1,977
3 歳以上	146	134	393	203	189	119	279	1,463
合 計	292	398	959	543	419	317	512	3,440

(2)おなかま保育室

本市では、認可保育所を不承諾になった低年齢児(0～2 歳児)を対象に、家庭的な雰囲気の中で小グループによる保育を実施するおなかま保育室を運営しています。

● 実施状況及び利用定員(令和2年4月1日現在) (単位:か所、人)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	1	0	1	1	1	0	0	4
定 員	28	0	38	38	21	0	0	125

(3)地域保育園

① 川崎市地域保育園

● 区別実施状況(令和2年4月1日現在) (単位:か所)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	5	3	7	3	3	2	4	27

※「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」未発行・休所中施設を含む

(4)その他

● 施設別実施状況(令和2年4月1日現在) (単位:か所)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
医療機関内	8	3	4	3	2	0	3	23
事業所内	2	1	4	3	1	2	2	15
施設利用者 用託児施設	0	0	1	0	0	0	0	1
合 計	10	4	9	6	3	2	5	39

※「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」未発行・休所中施設を含む

8 病児・病後児保育事業

病初期から回復期にかけて、集団保育が困難な期間の乳幼児を一時的に預かり、子どもの健康管理と保護者の就労の支援を実施します。

- 実施状況及び利用定員(令和2年4月1日現在) (単位:か所、人)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	1	1	1	1	1	1	1	7
定 員	12	8	12	12	12	12	12	80

9 保育所の職員数等

① 保育所の職員数

保育所の職員数は、令和2年4月1日現在で公営・民営合わせて全体で7,574人です。また、保育所1か所当たりの職員数は、平均19人となっており、そのうち保育士(看護師を含む。)は、平均14人配置されており、保育士(看護師を含む。)一人当たりの児童数は、約5人となっています。

(単位:人)

区 分	公設公営保育園	民設民営保育園	合 計
施 設 長	29	364	393
保 育 士	500	4,860	5,360
看 護 師	26	250	276
栄 養 士	23	613	636
調 理 員	15	319	334
用 務 員	30	31	61
事 務 員 等	0	510	510
合 計	623	6,947	7,570

※公営の地域子育て支援センター内の職員は、表の人数に含めません。

② 保育所職員配置基準(国との比較)

区 分		国基準	公営保育所基準	民間保育所基準
保育士・看護師	0 歳児	児童 3 人につき 保育士 1 人	児童 3 人につき 保育士 1 人 【産休明け保育】 児童 2 人につき 保育士 1 人 ※看護師は別枠で 1 人	児童 3 人につき 保育士 1 人 【産休明け保育】 1 人の臨時職員 加算あり
	1・2 歳児	児童 6 人につき 保育士 1 人	児童 6 人につき 保育士 1 人	児童 6 人につき 保育士 1 人
	3 歳児	児童 20 人につき 保育士 1 人	児童 20 人につき 保育士 1 人	児童 20 人につき 保育士 1 人
	4・5 歳児	児童 30 人につき 保育士 1 人	児童 30 人につき 保育士 1 人	児童 30 人につき 保育士 1 人
	年休代替要員 (予備保育士)		1 施設に 1 人配置	1 施設に 1 人配置
	休憩・休息要員 (充実保育士)		保育士 4 人につき 保育士 1 人加算	保育士 4 人につき 保育士 1 人加算
調理員等	調理員	定員 40 人以下は 1 人 定員 41 人以上は 2 人	定員 60～95 人は 1 人 定員 120 人は 2 人 定員 210 人は 3 人	【調理員等】 定員 40 名以下は 1 人 定員 41～60 名は 2 人 定員 61～150 名 は 3 人 定員 151～239 名は 4 人 定員 240 名以上は 5 人
	用務員		1 施設に 1 人配置	
その他	栄養士		0 歳児定員施設は 1 人	

※ただし、民間保育所の場合、給付の基準として、90 人以下の定員の施設に 1 名、保育標準時間認定の児童が利用する施設に 1 名、主任保育士専任化のための保育士を 1 名配置するものとしています。

10 保育所の運営経費

(1) 保育所運営費

保育所の運営費は、国が定める保育所の規模や児童の年齢区分等による児童1人当たりの保育の実施に要する費用を基に算定されます。

この運営費は、従来、国・市・保護者の三者で負担することになっており、保育所運営費の国と市の負担割合は、国が10分の8、指定都市が10分の2の割合で負担をしていましたが、昭和60年度には、国が10分の7、指定都市が10分の3、さらに、昭和61年度からは、国が10分の5、指定都市が10分の5の負担割合となっていました。

なお、平成16年度からは、公立保育所運営費が一般財源化されたため、国と市の負担割合は上記とは異なっています。

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行され、保育所の運営費は、国・県・市・保護者の四者で負担する構造に改正されました。そのことにより、国と自治体の負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっています。この状況下においても市の保育所運営費は、国の運営費の基準をはるかに上回っており、令和2年度予算では、本市が国の運営費基準を超えて負担している法定外市負担額は、運営費総額の22.5%を占めています。

※詳細については、16ページ「令和2年度保育所運営費概算」を参照

(2) 保育料

保護者が負担する保育料(保護者負担金)は、「市長が、保育の実施に要する保育費用を徴収した場合における家計に影響を考慮して、保育の実施に係る年齢等に応じて定める額を徴収することができる。」こととなっております。

本市では、保護者の所得や児童の年齢などに応じて保育料を定めておりますが、保育料の額は、保護者の負担の軽減を目的に、国基準保育料の概ね75.0%を目途に設定しております。

令和2年度の保育料は、17ページの「令和2年度川崎市保育料金額表」のとおりです。

令和2年度 保育所運営費概算

1 保育所運営費(概算)

(1) 国の基準

運営費 40,030,485 千円(100%)			
国負担額 15,032,334 千円 (37.6%)	県負担額 7,516,167 千円 (18.8%)	市負担額 10,061,495 千円 (25.1%)	国基準保育料 (保護者負担額) 7,420,489 千円 (18.5%)

(2) 市の運営費の状況

運営費総額 51,678,381 千円(100%)					
国負担額 15,032,334 千円 (29.1%)	県負担額 7,516,167 千円 (14.6%)	市負担額 10,061,495 千円 (19.5%)	保育料 7,420,489 千円 (14.4%)		市法定外負担金 11,647,896 千円 (22.5%)
			保護者負担額 6,156,194 千円 (11.9%)	保育料軽減分 1,264,295 千円 (2.4%)	

(3) 児童1人あたりの平均月額運営費

児童1人あたりの平均運営費 (月額)	国基準による運営費	107,190 円
	市の運営費	138,380 円

令和 2 年度 川崎市保育料金額表

保育所、認定こども園(2号、3号)、小規模保育(A型)、事業所内保育(A型)

(単位:円)

階層 区分	定 義	保育標準時間		保育短時間		(参考) 国が定める上限額 保育標準時間
		3 歳未満児 保育料				
		基 本 保育料	第 2 子	基 本 保育料	第 2 子	3 歳未満
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
C 1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600	19,500
C 2	市民税所得割額（※） 5,000 円未満	6,300	3,150	6,100	3,050	
C 3	5,000 円以上 48,600 円未満	7,100	3,550	6,900	3,450	
C 4	48,600 円以上 50,400 円未満	9,200	4,600	9,000	4,500	30,000
C 5	50,400 円以上 60,000 円未満	11,700	5,850	11,500	5,750	
C 6	60,000 円以上 70,800 円未満	14,700	7,350	14,400	7,200	
C 7	70,800 円以上 84,600 円未満	18,200	9,100	17,800	8,900	
C 8	84,600 円以上 97,000 円未満	22,000	11,000	21,600	10,800	
C 9	97,000 円以上 108,600 円未満	25,700	12,850	25,200	12,600	44,500
C 10	108,600 円以上 123,000 円未満	29,500	14,750	28,900	14,450	
C 11	123,000 円以上 138,600 円未満	33,300	16,650	32,700	16,350	
C 12	138,600 円以上 154,200 円未満	37,200	18,600	36,500	18,250	
C 13	154,200 円以上 169,000 円未満	41,200	20,600	40,500	20,250	
C 14	169,000 円以上 183,900 円未満	45,200	22,600	44,400	22,200	61,000
C 15	183,900 円以上 204,600 円未満	50,000	25,000	49,100	24,550	
C 16	204,600 円以上 234,600 円未満	54,500	27,250	53,500	26,750	
C 17	234,600 円以上 258,600 円未満	57,000	28,500	56,000	28,000	
C 18	258,600 円以上 276,600 円未満	59,000	29,500	58,000	29,000	
C 19	276,600 円以上 301,000 円未満	60,500	30,250	59,400	29,700	
C 20	301,000 円以上 321,700 円未満	65,500	32,750	64,300	32,150	80,000
C 21	321,700 円以上 341,200 円未満	70,000	35,000	68,800	34,400	
C 22	341,200 円以上 366,700 円未満	73,000	36,500	71,700	35,850	
C 23	366,700 円以上 397,000 円未満	74,000	37,000	72,700	36,350	
C 24	397,000 円以上 475,300 円未満	81,500	40,750	80,100	40,050	104,000
C 25	475,300 円以上	82,800	41,400	81,400	40,700	

※注釈は次ページを参照してください。

小規模保育(B型、C型)、家庭的保育、事業所内保育(B型)

(単位:円)

階層 区分	定 義	小規模保育B型、事業所内保育小規模型				家庭的保育、 小規模保育C型		(参考) 国が定める上限額 保育標準時間
		保育標準時間		保育短時間				
		3歳未満児保育料				3歳未満児保育料		
		基 本 保育料	第 2 子	基 本 保育料	第 2 子	基 本 保育料	第 2 子	3歳未満
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
C 1	市民税均等割のみ	3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400	19,500
C 2	市民税所得割 5,000 円未満	4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700	
C 3	5,000 円以上 48,600 円未満	5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900	
C 4	48,600 円以上 50,400 円未満	6,500	3,250	6,400	3,200	4,900	2,450	30,000
C 5	50,400 円以上 60,000 円未満	9,400	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750	
C 6	60,000 円以上 70,800 円未満	11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700	
C 7	70,800 円以上 84,600 円未満	14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800	
C 8	84,600 円以上 97,000 円未満	17,600	8,800	17,300	8,650	14,100	7,050	
C 9	97,000 円以上 108,600 円未満	20,600	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200	44,500
C 10	108,600 円以上 123,000 円未満	23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450	
C 11	123,000 円以上 138,600 円未満	26,600	13,300	26,200	13,100	21,300	10,650	
C 12	138,600 円以上 154,200 円未満	29,800	14,900	29,300	14,650	23,800	11,900	
C 13	154,200 円以上 169,000 円未満	33,000	16,500	32,500	16,250	26,400	13,200	
C 14	169,000 円以上 183,900 円未満	36,200	18,100	35,600	17,800	28,900	14,450	61,000
C 15	183,900 円以上 204,600 円未満	40,000	20,000	39,300	19,650	32,000	16,000	
C 16	204,600 円以上 234,600 円未満	43,600	21,800	42,900	21,450	34,800	17,400	
C 17	234,600 円以上 258,600 円未満	45,600	22,800	44,800	22,400	36,500	18,250	
C 18	258,600 円以上 276,600 円未満	47,200	23,600	46,400	23,200	37,800	18,900	
C 19	276,600 円以上 301,000 円未満	48,400	24,200	47,600	23,800	38,700	19,350	80,000
C 20	301,000 円以上 321,700 円未満	52,400	26,200	51,500	25,750	41,900	20,950	
C 21	321,700 円以上 341,200 円未満	56,000	28,000	55,100	27,550	44,800	22,400	
C 22	341,200 円以上 366,700 円未満	58,400	29,200	57,400	28,700	46,700	23,350	
C 23	366,700 円以上 397,000 円未満	59,200	29,600	58,200	29,100	47,300	23,650	
C 24	397,000 円以上 475,300 円未満	65,200	32,600	64,100	32,050	52,100	26,050	104,000
C 25	475,300 円以上	66,200	33,100	65,100	32,550	52,900	26,450	

注1 市民税所得割相当額(※)

川崎市を含む政令指定都市において、住民税を課税されている方については、県費教職員の給与負担事務の移譲に伴う税源移譲により、平成30年度より市民税所得割の税率が6%から8%に変更となっています。該当される方は、市民税所得割を従前の税率6%相当に換算の上、保育料を算定します。なお、保育料の算定にあたっては、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、市町村等に対する寄附金税額控除等の適用はありません。

注2 3歳以上の保育料は無料です。

注3 この表の市民税の額は、令和2年4月～8月分保育料については、世帯の令和元年度市民税額の年額、令和2年9月～令和3年8月分保育料については、世帯の令和2年度市民税額の年額となります。

注4 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業の通常保育、児童心理治療施設、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第2子目の保育料です。

注5 第3子以降の保育料については無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業の通常保育、児童心理治療施設、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第3子以降をいいます。

注6 児童の年齢年度途中で3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。

注7 延長保育を利用する場合には、別途延長保育料が必要です。(A・B階層を除く)



編集・発行

こども未来局保育事業部保育第1課

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2662 FAX 044-200-3933



KAWASAKI CITY

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-2-21-6-1-0-0-0-0-0-0.html>

